

いわき市復興推進計画

平成31年1月16日
福島県いわき市

1. 計画の区域

いわき市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸部の集落が津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年4月11日には本市内を震源にマグニチュード7.0の余震が発生し、本市内では70%以上の事業所において建物や設備に被害が発生するなど、本市内の全域において、住宅や水道などの社会インフラに多大な被害が及ぶところとなった。

このような中で、本市経済の一刻も早い復興を図るため、本市で新たに風力発電設備の部品の開発・製造及び遠隔監視等メンテナンス拠点整備事業を行う企業を支援することにより、再生可能エネルギーの利用促進及び地球温暖化対策による地域環境の保全を目指すとともに、本市の復興の推進を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市経済の活性化、再生可能エネルギーの利用促進及び地球温暖化対策による地域環境の保全を図るために、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別な措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地予定の株式会社北拓（以下「対象事業者」という。）に対し、本市四倉地区において、事務所、倉庫、研究施設及び実証試験用風車の設置に必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸し付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業は、国内最大となる風力市場が形成される本県内において、適切な監視体制、交換部品の保有と共有、新技術・新製品の研究開発、技術トレーニングなどの総合的なメンテナンス拠点が整備されることで設備利用率の向上及び

発電コストの低減に大きく貢献する事業である。

この設備利用率の向上に伴い、年間発電増加量に対する二酸化炭素の削減量は年間約2万3千トンと見込まれている。

このことは、本市の「新・いわき市総合計画ふるさと・いわき21プラン改定後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」の中で再生可能エネルギーの目標として掲げている「市全体で省エネに取り組むため、太陽光をはじめ、既に利用している再生可能エネルギーの利活用を伸ばすとともに、まだ使われていないエネルギーを活用することを通して、自然の力を活用したエネルギーへの転換（低炭素社会づくり）を目指す。」ことを達成するために重要な役割を果たすものであるほか、「福島県復興計画（第3次）」においても、目標として掲げる「再生可能エネルギーの導入拡大や技術開発・実用化を通じた関連産業の集積と省エネルギーを推進し、2040年を目処に、県内のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」ことを達成するうえでも重要な役割を果たすものである。

さらに、現在、全国的に風力メンテナンス技術者が不足しており、今後の風車の大量導入に対応するためには数千人規模の人材確保が必要となる。この点、メンテナンスに必要な資格取得や実機を活用したトレーニングなどを他地域に先駆けて実施することで、地域内において大きな雇用創出効果も期待できる。

加えて、地域企業と連携した新技術開発やメンテナンス産業への参入支援など、既存産業の進化と活性化にも大きな波及効果をもたらすものである。

対象事業者のこうした取組みは、拠点が整備される本市のみならず風力市場が形成される本市を含む本県浜通り地域における産業復興と再生可能エネルギーの利用促進（エネルギー転換）を力強く牽引する事業である。

したがって、対象事業者が行う本事業は、風力産業の強靱化に向けた取組みを本県内にて広域的に展開することで、東北一の工業県である技術力を生かすとともに原発事故で失われた産業を再エネ産業に転換させ、震災復興に加えて真のエネルギー転換に繋げるといった経済的、社会的な役割を大きく果たすものであり、福島イノベーション・コースト構想の推進にも大きく貢献するとともに、計画の目標に定めた「再生可能エネルギーの利用促進及び地球温暖化対策による地域環境の保全を目指すとともに、本市の復興の推進を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第3号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社東邦銀行

ひまわり信用金庫
いわき信用組合

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市で新たに風力発電設備の部品の開発・製造及び遠隔監視等メンテナンス拠点整備事業を行う対象事業者は、国内唯一の脱メーカー系企業として、日本全国にて風力発電機の各種調査・故障修理及び定期メンテナンスサービスを実施しており、今後、国内最大となる風力市場が形成される本県においては、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」において陸上風力2GW、洋上風力2GWの計4GW（現在の国内における風力総設備容量：約3GW）といった高い導入目標を掲げており、本計画の実施により、対象事業者の取組みが本市内はもとより本県内に波及することによって導入目標の達成に大きく貢献するとともに、本市内においても地域産業の活性化に大きく寄与し、また、雇用機会の創出にも繋がる場所である。

これらの効果は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社東邦銀行、ひまわり信用金庫、いわき信用組合及び対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。